

福岡市保健福祉審議会 第5回高齢者保健福祉専門分科会 会議記録

日 時：平成21年1月14日（水） 16：00～17：20

場 所：アクロス福岡 7階 大会議室

参加者：委 員 24名

オブザーバ 1名

事務局 14名 合計 39名

議事

1 審議事項

（1）福岡市高齢者保健福祉計画（答申案）について

① 第4期計画期間（平成21～23年度）の第1号被保険者の保険料について

② パブリック・コメントにおける意見への対応について高齢者保健福祉計画（素案）について

2 報告事項

（1）国の動向について

（2）地域包括支援センターの愛称決定について

○ 会長

「福岡市高齢者保険福祉計画（答申案）」について、審議したいと思います。前回の分科会で「計画（素案）」と取りまとめで以降、パブリック・コメントや介護報酬改定について国の社会保障審議会から答申がでていますので、それらの状況を踏まえて計画の答申案を審議したいと思います。

それではまず、「第4期計画期間の第1号被保険者の保険料について」事務局から説明をお願いします。

○ 事務局

資料1 福岡市高齢者保険福祉計画（答申案）

1. 第4期計画期間の第1号被保険者の保険料について 説明

○ 会長

今の説明について、何かご意見はありませんか。

○ 委員

第3期に発生した剰余金と、今回新たに国がつくる介護従事者処遇改善臨時特例基金を併せて、保険料をほぼ横ばいに抑えるということが行われた、という考え方になるのでしょうか。

○ 事務局

介護保険料は第3期の剰余金と新設する保険料段階の乗率の設定により、第4期の基準額は第3期と同額に3年間据え置くこととしています。

○ 委員

保険料のどの段階が保険料引き上げの対象となっているのか。

○ 事務局

保険料第4段階の特例割合の方のうち、第3期の第4段階激変緩和対象から移行する方については、乗率が0.91から0.93になり、月額90円負担額が上がります。

また、第3期の第5段階の激変緩和対象の方についても、乗率が1.08から1.10になり、月額90円負担額が上がります。

○ 会長

それでは、今の説明を踏まえて、次にパブリック・コメントにおける意見への対応について、事務局から説明をお願いします。

○ 事務局

資料1 福岡市高齢者保健福祉計画（答申案）

2. パブリック・コメントにおける意見への対応について 説明

○ 会長

パブリック・コメントで出た意見、あるいは質問のかなりの部分は、この分科会ですでに委員の皆様から意見をいただき、指摘いただいていると思います。

また、国の法律などで改正しなくてはならないようなものについては、関係機関に要望書を提出するという手続きをとるとのことです。

今の説明について、何かご意見はありませんか。

○ 委員

パブリック・コメントの対応の中で、ページ数が対応しているものと、していないものがありますが、ページ数を表記していないものは、全体の趣旨の中でこの案を反映したという意味なのでしょうか。

○ 事務局

寄られた意見の趣旨について具体的に表現しているところはページ数を示しています。また、計画全体の趣旨が対応している内容についてはページの表記をしていません。

○ 委員

パブリック・コメントは、専門分科会や部会で検討し、足りなかった論点等を浮かび上がらせるという目的のものだと思います。たとえば性の問題が出ていましたが、これは我々が取り扱ってこなかった問題です。意見を寄せられた方には、あなたの意見はこうに反映されましたよと、個別のフィードバックを行ってはどうでしょうか。そのように対応すれば、意見がきちんと活かされるのだとなり、関心が高くなるのではないかと思います。

○ 会長

ご意見として承りたいと思います。

他に何かありませんか。

○ 委員

認知症への対応などで、新しい言葉や組織がどんどん出てきていますが、高齢者にとっては非常に難しく、複雑になりすぎています。それよりも、今ある地域包括支援センターやケアマネジャーさんたちにも勉強してもらって、仕組みを作りすぎない方がもっとわかりやすくなるのではないかと思います。

○ 会長

文言について、サポーターやキャラバンメイトなど、横文字が多い、その意味合いがわかりにくい、よりわかりやすいものにしてほしいという意見です。表現はわかりやすい方がよいと思います。国の使っている言葉をそのまま引用するのではなく、厚生労働省にも要望していただきたいと思います。

他に何かありませんか。

○ 委員

今回の介護報酬改定率3%がどういう影響につながるのか、もう少し説明いただきたい。

また、第3期の保険料について、全国水準で見ると、どのような位置になるのか。

さらに、第4期の保険料はもっと引き下げるべきだと考えるが。

○ 事務局

まず介護報酬の改定については、3%の引き上げというのは、介護サービスの種類等によって異なるため一律ではありませんが、国は、改定部分についてはできるだけ介護従事者の給与改善に充当するようにという考え方です。併せて、今回の介護報酬改定が介護従事者の処遇改善に反映されているかどうかを検証するため、国では調査実施委員会の設置と、平成21年度の予算に介護報酬改定影響検証事業として実態調査費を計上しています。本市においても、国、県と連携して、周知広報等に取り組んでいきたいと考えています。

次に介護保険料について、第3期の保険料は全国の加重平均で4,090円です。本市は4,494円で、国の平均よりは少し高めになっています。これについては、本市の要介護認定率が19%前後で、国の16%を少し上回っていることが影響していると思われます。

また、第4期の第1号被保険者の保険料負担割合は、法令等の定めにより計算した結果19.82%になっており、保険料については先ほど資料で説明した内容でご理解いただきたいと思います。

○ 委員

保険料について、一般会計からの繰り入れについては、国からは三原則を守るよう指導がされているようですが、これは地方自治法の自治事務にあたることから、自治体でしようと思えば、禁止されていることではない、ということを確認したい。実際にやっている自治体もあることから、要望しておきたい。

○ 会長

パブリック・コメントへの対応について、この内容でよろしいでしょうか。

(特に異議の声なし)

それでは、報告事項に移ります。国の動向について、事務局より説明をお願いします。

○ 事務局

資料2 国の動向について 説明

○ 会長

次年度からの要介護認定の認定調査項目の変更で、受給モデルのロジックが少し変わったという説明でした。

現在モデルをやっていますが、概ね良いといわれています。ただ認知症の状況把握について、医師会等からも十分に現象、事項等を書くことが重要という指摘がなされています。

何かご意見はありませんか。

それでは、地域包括支援センターの愛称決定について、事務局から説明をお願いします。

○ 事務局

資料3 地域包括支援センターの愛称決定について 説明

○ 会長

地域包括支援センターの愛称が「いきいきセンターふくおか」に決定したとのこと。市民に親しんでいただき地域に定着するようになれば良いと思います。

それでは、本日の議題は終了いたしました。

最後ではありますが、5回の分科会ならびに、介護給付費部会及び高齢者部会をそれぞれ4回開催しました。今までの皆様からの様々な意見等もまとまってきたかと思います。ただこれが最高のものではありません。これからも意見をいただいて、少しずつ改良していければと思います。ただ文言に落とすだけでは意味がありません。これが実行されなくてはなりませんので、皆様にはそれをチェックいただき、更にご意見をいただければと思います。

それでは、本分科会として保健福祉審議会にこの答申を提出したいと思います。